

香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月27日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第11号

香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正する規則

(香芝市文化施設条例施行規則の一部改正)

第1条 香芝市文化施設条例施行規則(令和5年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(市民以外の者の使用)

第16条 条例別表の1 各室の使用料の表備考4に規定する市民以外の者が使用する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合はいう。

(1) 申請者が市民以外の者である場合

(2) 使用する者が複数人いる場合で、その半数以上が市民以外の者であると見込まれるとき。

別表市民ホール照明設備の項中	エフェクトマシン	1台	1,000
	吊型ミラーボール	1台	

0 | | を 「 | エフェクトマシン | 1台 | 1,000 |

| 」に改め、同表市民ホール音響・映写設備の項中

「	エレクトリック マイクスタンド ブーム型マイク 吊りマイク装置	」
---	--	---

コンデンサーマイク	1本	200	」を 「	マイクスタ ブーム型マ
	1本	100		
スタンド	1本	200		
(マイク別)	1台	500		

ンド  
イクスタンド | 1本 | 100 | | に改める。  
イクスタンド | 1本 | 200 |

(香芝市公民館条例施行規則の一部改正)

第2条 香芝市公民館条例施行規則(昭和55年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(市内に在住又は在勤する者以外の者の使用)

第13条 条例別表の1 各室の使用料の表備考2に規定する市内に在住又は在勤する者以外の者が使用する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 申請者が市内に在住又は在勤する者以外の者である場合
- (2) 使用する者が複数人いる場合で、その半数以上が市内に在住又は在勤する者以外の者であると見込まれるとき。

別表中「100」を「500」に、

その他	冷暖房設備	1
-----	-------	---

室 条例別表に掲げる各室使用料の20%

を

その他	マイク
	移動式ミキ
	冷暖房設備

	1本	200
サー	1台	300
	1室	条例別表に掲げる各室使用料の20%

に改める。

(香芝市体育施設条例施行規則の一部改正)

第3条 香芝市体育施設条例施行規則(平成21年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(市内に在住又は在勤する者以外の者の使用)

第17条 条例別表第1の1 香芝市総合体育館の使用料の表備考3に規定する市内に在住又は在勤する者以外の者が使用する場合並びに条例別表第2の1 香芝市北部地域体育館の使用料の表備考3、条例別表第3備考3、条例別表第4備考3、条例別表第5備考4及び条例別表第6備考3に規定する在住在勤者以外の者が使用する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 申請者が市内に在住又は在勤する者以外の者である場合
- (2) 使用する者が複数人いる場合で、その半数以上が市内に在住又は在勤する者以外の者であると見込まれるとき。

別表第2中「1, 800」を「2, 700」に、「150」を「230」に、「1時間につき100」を「1時間につき150」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(香芝市公民館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の香芝市公民館条例施行規則別表の規定は、施行日以後に許可した附属設備の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した附属設備の利用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(香芝市体育施設条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第3条の規定による改正後の香芝市体育施設条例施行規則別表第2の規定は、施行日以後に許可した附属設備の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した附属設備の利用に係る使用料については、なお従前の例による。